

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和3年第12回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年12月9日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後4時15分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	川口 弘 学校運営部長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長
	楠山 慶之 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長	臺 富士夫 東部地区建設課長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 森田 剛 学校支援課長 飯塚 尚美 学務課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 櫻井 健 私立保育園課長 下河邊 純子 青少年課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 八尋 崇 教育指導課長 浅見 寿和 学校施設管理課長 菊地 崇 子ども政策課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 門藤 敦良 支援管理課長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年12月9日

第12回足立区教育委員会定例会

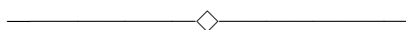
午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第12回足立区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。

よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、河本委員、近藤委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第54号議案「『足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第54号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料3ページ、第54号議案説明資料を御覧いただきたいと存じます。

件名と所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区の区長部局におきましては、公民較差の解消を目的といたしまして、区長等の期末手当を従前の3.14カ月から2.99カ月へ0.15カ月引き下げることとを内容とする条例改正を予定してございます。

この「区長等」の中には、教育委員会教育長も含まれておりますことから、教育委員会の意見を求められているというものでございます。

この0.15カ月の引き下げについてですが、今年度は3月に支給される期末手当で調整いたします。0.25月予定しているところから0.10月へ減額いたします。

来年度以降につきましては、6月と12月を1.445月から1.37月へ減額いたします。3月の期末手当につきましては、通常通りの0.25月に戻して、トータルでは2.99月にするという内容でございます。

教育委員会といたしましては、これに異議はないという形で回答をしたいという議案のご提案でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第54号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質問は何かございますでしょうか。

ないようでございますので、これより第54号議案、「『足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に日程第2、教育長報告を議題といたします。

本日は、足立区議会第4回定例会での主な質疑に関する報告をさせていただきます。お手元の質問答弁要旨に基づき、ご説明いたします。よろしく願いします。

まず、自民党のかねだ正議員からのご質問でございます。学校給食費の支援についてです。今年度、多子世帯への学校給食費の補助が改定されたが、補助金を給付した児童生徒数は対象者のうちどれくらいの割合か。また、手続をしない世帯へのフォローはどのようにしているのか。とのご質問です。

答弁要旨です。学校給食費に関するご質問のうち、多子世帯への補助制度の給付金の実績等につきましては、現時点では対象世帯の約9割に給付済みとなっており、手続が済んでいない世帯には、再度個別に申請書を送付しております。とご回答しております。

次に、学校給食費の改定で保護者負担分が5円増額となったが、令和2年度に引き続き令和3年度も公費負担を実施している。経済対策の見込みが見えない中で、令和4年度においても給食費の増額分について公費負担を続けるべきとのご質問です。

答弁要旨です。次に、保護者負担増額分の公費負担につきましては、長引くコロナ禍の影響を考慮して、令和4年度も継続する考えです。とご回答しております。

次に、5ページでございます。学校長の契約権限の拡大についてです。現在、学校長には50万円未満の契約権限が与えられていますが、昨今、工事費が上昇しているため、上限額を上げるべきではないか。また、物品についても現行20万円未満だが、物価上昇に合わせて、引き上げるべきではないか。とご質問です。

答弁要旨です。次に、学校長の契約権限を引き上げるべきとご質問ですが、近年の労「、単価や物価等の上昇を考慮し、工事及び物品の工事修繕等いずれの契約権限とも令和4年度から上限額を引き上げるよう検討してまいります。とご回答しております。

次に、公明党吉田こうじ議員からのご質問でございます。小中学生のネットゲーム依存についてです。まず、全国の調査ではネット依存が93万人という推計が出ているが、区でも実態調査を進めるべきではないか。とご質問です。

答弁要旨です。現在、区では、足立区学力定着に関する総合調査に伴う学習意識調査の中で、児童・生徒のインターネットやゲームの利用時間等に関する調査を実施しております。令和3年度の調査結果では、インターネットやメールの時間が3時間以上と回答した割合が10.1%で、令和元年度より1.4ポイント増となるなど、子どもたちのインターネット利用が増加傾向にあります。こちらの調査結果を基に関係機関と連携して分析を進め、ネット依存の予防や対策の検討に役立ててまいります。とご回答しております。

続いて、3ページでございます。引き続き、ネット依存に関する質問です。ネット依存によって引き起こされる問題への理解を深め、自分とインターネットとの関わりを考えるような授業事例を紹介し、区としても参考となるような動画を作成してはどうか、ネット上でのトラブルやネット依存を未然に防止するための家庭でのルールづくりはどのように促しているのか。とご質問です。

答弁要旨です。次に、自分とインターネットとの関わり方を考えるような教職員向けの授業事例の紹介動画

を作成してはどうかのご質問ですが、文部科学省ではネット依存に関わる動画を複数作成しておりますので、まずはこの動画の活用から進めてまいります。

また、ネットに関する家庭でのルールづくりの促し方についてですが、SNS学校ルールを活用して、SNS家庭ルールを作成するよう、教育委員会から学校に指示しております。今後も区独自の「SNS足立ルール」について、区ホームページを通じてより一層の周知を図るなど、広く啓発してまいります。とご回答しております。

次に、共産党のきたがわ議員からの公立保育園の定数についてのご質問でございます。

まず、3ページですが、今後は空きに関して、公立の保育園を「保育定数の調整弁」として活用しているかのように見えるが、そういう姿勢は改めるべきとご質問です。

答弁要旨です。私からは公立保育園に関するご質問のうち、まず、公立保育園保育定数の調整弁としている姿勢を改めるべきではないかとご質問にお答えいたします。

まず、公立保育園が多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の向上に向けて、私立保育園の模範となる役割を果たしていくべきと考えております。しかしながら、令和3年4月1日時点の保育施設における定員の空きは区全体で2,376人分となっており、今後も少子化等の影響により、増加が見込まれております。定員の空きが増加、長期化した場合、経営不振による私立保育園の事業撤退が考えられ、待機児童を発生させる恐れがあります。そのため、地域ごとの保育需要の動向を見極め、公立保育園の入所定員を抑制し、私立保育施設等の利用を促すことで事業撤退を防ぎ、待機児童の防止を図っていくべきと考えております。従って、公立保育園、私立保育園がバランスよく存続するためにも、公立保育園の定数を調整弁とする入所定員抑制策を行わざるを得ないものと考えております。

続いて、公立保育園の大幅定数減を行うことで、今でも第一次不承諾が出ているのに、さらに増えてしまうのではないかと。第一次不承諾を無くす方向で取り組み、公立保育園の定数大幅削減は撤回すべきとご質問です。

答弁要旨です。第一次不承諾を無くす方向で取り組み、

公立保育園の定数大幅削減は撤回するべきではないか
とのご質問にお答えいたします。今回の公立保育園の入
所定員抑制は、定員空きの多い3歳児以上の抑制を行う
ものですので、一次不承諾を増加させるものではござい
ません。よって、今回の公立保育園の入所定員抑制を撤
回する予定はございません。

次に、自民党渡辺ひであき議員のご質問でございます。
G I G Aスクール構想と足立区の子どもの学力に
ついて、何点かご質問をいただきました。

1点目は、学力向上対策推進事業についてです。学力
定着に関する総合調査の内容についてつまびらかな報
告を求める。また、直近の学力向上の成果について、答
弁を求めるというものです。

2点目は、個人に寄り添うインクルーシブ教育が求め
られており、足立はばたき塾、数学チャレンジ講座をよ
りブラッシュアップする必要があるのではないかと。

3点目は、大仙市への教育派遣事業について来年度以
降しばらく拡大の余地はないのか。

4点目は、英語マスター講座について、タブレット端
末の活用で拡大すべきではないか。とのご質問です。

答弁要旨です。次に、G I G Aスクール構想と子ども
の学力に関するご質問のうち、まず学力定着に関する総
合調査についてのご質問にお答えいたします。

まず、調査内容と結果につきましては、現在、傾向な
どをより分かりやすくお伝えできるよう、報告書とリー
フレットの見直しを図っております。出来上がり次第公
表いたします。

また、学力向上の成果につきましては、今年度の区の
調査結果は、全体的に前回調査の令和元年度を上回って
おります。また、国の学力調査が再開された平成19年
度の時点で国平均を大きく下回っていた平均正答率も、
直近の調査では小学校で国語が4.5ポイント、算数が
2.6ポイント上回る状況まで改善しています。

次に、足立はばたき塾や数学チャレンジ講座のブラッ
シュアップについてのご質問にお答えをいたします。足
立はばたき塾は、塾生からの声を基に国語・数学・英語
の3教科に加え、希望者には理科・社会の2教科も受講
可能としております。また、学力別から志望校別を中心
としたクラス編成に変更するなど、これまで改善を重

ねてきたところです。数学チャレンジ講座につきましても、A Iドリル活用型の校内補習授業に転換していきな
ど、個に応じた学習機会の提供と充実につなげてまいり
ます。

次に、秋田県大仙市への教育派遣事業についてお答え
いたします。コロナ禍により、2年間教員を大仙市に派
遣することができませんでしたが、コロナ禍の状況を注
視しながら、来年度は派遣する方向で調整することと併
せ、先方の受入れ体制に配慮しつつ、増員が可能か、相
談してまいります。

次に、タブレット端末を活用した英語マスター講座の
拡大ですが、講座の申込状況や英語力判定テストにおけ
る申込者の英語力から、現在定員としている90名が適
正な事業規模と考えておりますが、次のプロポーザル実
施予定の令和5年度に向け、1人1台のタブレット端末
活用の視点も含め、事業の見直しを図ってまいります。
とご回答しております。

次に、公明党大竹さよこ議員からのヤングケアラーの
支援に関するご質問です。まず、5ページ下の部分です
が、ヤングケアラーでも相談しやすい「足立区キッズラ
イン」についてです。令和2年度の相談件数が36件と
減ってしまったが、この状況をどう分析するかというご
質問です。

次に、現在区では15人のSSWが学校を巡回してい
るが、各学校に関わる時間が十分に取れないため、増員
をすべきとのご質問です。

次に、ケアの種類で一番多かったのが幼い兄弟の世話
であるため、ほととほ一む事業協力員による育児・家事
支援サービスや子育てホームサポーターによる預かり
・送迎支援等の養育訪問事業につなげることはできな
いかとのご質問です。

答弁要旨です。まず、令和2年度の「足立区キッズラ
イン」の相談件数が少なかったことの原因分析ですが、
コロナ禍による休校でキッズラインのパンフレット配
布が遅れたことが一因であると考えています。今後は給
付の対象者を広げるなどの周知の強化に努めてまいり
ます。また、SNSでの相談窓口や東京都のLINE相
談窓口は有効な相談先と考えておりますので、こうした
相談施設を紹介するチラシの配布など、周知について取

り組んでまいります。

次に、スクールソーシャルワーカーの拡充についてですが、増加する小学生の不登校支援や多様化する家庭支援に注力するため、来年度はスクールソーシャルワーカーの増員を予定しております。

次に、ヤングケアラーの家庭への養育支援訪問を積極的に行うべきとのご質問についてですが、こども支援センターげんきの相談員の訪問や相談面接時にヤングケアラー支援の必要性を確認した場合には、状況に応じ、養育支援訪問を行う事業者に、的確につなぐように工夫してまいります。

次に、自民党にたない議員からのご質問です。キャリア教育・キャリアプランニング能力の養成と育成支援のご質問です。1点目は、キャリア教育について、教育現場での手応え、子どもたちの変化はどうかとのご質問です。2点目は、キャリアプランニングにおいて、就活サイト運営企業とのタイアップやキャリアプランに特化した相談窓口を設けるなど、区としての支援を拡充させることで貧困の連鎖の解消にも有効だと考えるかどうかとのご質問です。

答弁要旨です。私からはキャリア教育に関するご質問のうち、教育現場における現状についてお答えいたします。

平成11年から始まったキャリア教育は、報告書や手引きなど、幾度も改訂を繰り返しながら、学校の教育活動の中に浸透してまいりました。自分の夢や目標を振り返る場面では、児童・生徒がその実現に向かって前向きに努力している姿が確認でき、教員も手応えを感じております。また、子どもたちは異世代とのコミュニケーションや社会生活上のルールやマナーを体得する機会など、様々な体験等を通して、勤労観や職業観を身につけることができっております。

次に、子どもたちへの職業に対する動機づけの施策についてお答えいたします。子どもたちが将来なりたい職業について知る手段としては、現在、インターネットや書籍の情報、教師や保護者からの情報がほとんどですが、早い段階から子どもたちがなりたい職業の情報に触れることができるよう、地域人材や一般企業等のゲストティーチャーを招き、キャリア教育の出前授業を行って

る学校もあります。

子どものうちからキャリアプランを意識することは、貧困の連鎖解消にも有効と考えますので、そのような取組を行っている学校の情報を区内小・中学校に周知し、さらなるキャリア教育の拡充を図ってまいります。

次に、公明党の水野先生からのご質問です。1点目は、Hyper-QUについてです。今年2回実施したが、学校現場や子どもたちの評価はどうか。また、Hyper-QUを通した指導力向上について、どのように取り組んでいくのかというご質問です。

答弁要旨です。Hyper-QUに関するご質問のうち、まず今年度からの年2回実施としたことに対する学校現場や子どもたちからの評価についてお答えいたします。各学校に対して活用状況調査を実施したところ、調査を年2回の実施としたことについて、98%の小中学校が「有効であった」と回答しております。その理由として、子どもたちの困り感にいち早く気づき、早期対応に務めることができたこと、個に応じた指導の効果を検証することができたことが挙げられています。

次に、今後のHyper-QUを通した指導力向上の取組についてですが、経験の浅い教員には調査結果の読み取り方について、また中核となる教員には調査結果の組織的な活用について研修を実施し、組織対応力の向上を図ります。

なお、研修内容を動画コンテンツ化することについても検討してまいります。とご回答しております。

続いて、2点目の不登校サポート、スクールソーシャルワーカーについてのご質問です。

まず、不登校についてです。今回、夏季休業の延長があり、小学校の夏季補習授業や中一夏季勉強合宿などが中止となった。各校に教材を配布し補習しているとのことだが、定着度が低かった子どもたちへは、さらに支援していきべきではないか。また、今後、夏季補習授業や夏季勉強合宿等を中止にせざるを得ない場合を想定して、オンラインによるリモート授業やAIドリルの活用も検討すべきというご質問です。

次に、宿題を提出できない負い目から登校渋りや不登校につながる子どももいると聞くが、宿題については、個に応じて対応する必要がある。宿題が提出できない場

合も丁寧に寄り添って指導する必要があると考えてはどうか。とのご質問です。

最後に、オンライン授業による不登校支援についてです。学校と不登校児童・生徒をライブでつなぐオンライン授業については、早期に実施すべきとのご質問です。

答弁要旨です。まず、学力の定着度が低かった子どもたちへのさらなる支援についてですが、夏季の補習や勉強合宿で用いる予定であった資料の活用はもとより、区学力調査問題の再活用なども併せ、年度内に着実かつ無理なく学力の定着が図られるよう、各校に指導してまいります。また、夏季勉強合宿等の中止を想定したリモート授業やA Iドリルの活用についてのご質問についてですが、勉強合宿をはじめとする補習授業全般を、ICT環境を活用して、どのように強化、充実させていくか、早急に検討してまいります。

次に、宿題に係る個に応じた対応の必要性に関するご質問にお答えいたします。児童・生徒が様々な環境にあることを考慮し、学習内容や分量を考えて、宿題を提示するよう各校に指導しています。また、宿題が提出できなかった児童・生徒に対する寄り添った指導につきましても、各校にその必要性を指導しているところですが、まだ全校に徹底できているとは言えません。さらに指導を徹底してまいります。

次に、宿題へのA Iドリルの活用に関するご質問ですが、来年度のA Iドリル全校展開に向けて検討を進めているところです。宿題も含め、様々な場面での活用を考えてまいります。

次に、不登校児童・生徒に対するオンライン授業の早期実施につきましては、現在小・中学校の教員を含むオンライン授業のプロジェクトチームで検討しているところです。授業の在り方や実施方法について、校長会とも協議しながら、今年度中に教育委員会としての方向性を示す予定です。とご回答しております。

次に、無党派の中島こういちろう議員からのご質問です。G I G Aスクール構想に関する質問のうち、まず、平時からのハイブリッド授業実現に関して、タブレットやICTツールを活用した学習成果の高い事例を研究して実行すべきとのご質問です。

答弁要旨です。私からは、G I G Aスクール構想に関

するご質問のうち、まず、平時からのハイブリッド授業の実現についてお答えいたします。これまでオンラインを活用したクラスルームや社会科見学など、様々な試行錯誤の中で、学校と教育委員会が知恵を出し合い、ノウハウを蓄積したことで、本年9月の臨時休校時のオンライン授業実施に結びついたと考えております。今後も教材の電子配信やオンラインの活用方法に関する研究とノウハウの蓄積を重ね、平時からのハイブリッド授業の充実につなげていきたいと考えます。

また、学習効果の高いICTツールの活用事例を研究し、実行すべきとのご質問ですが、モデル校や国、他自治体の先進的な研究や好事例を区内学校やICT支援員と共有して、質の向上に努めてまいります。

次に、国道を越える通学路についてです。国道を越える通学区域として指定されている小学校は何校あるか。また、国道を越える通学区域をできるだけ減らして、安全な通学路を確保していくべきとのご質問でございます。

答弁要旨です。私からは、国道を越える通学区域について一括してお答えいたします。

区内国道を越えて通学区域を指定している小学校は3校あります。通学区域は受入れ可能人数と地域の学齢児童の人数などにより、設定しておりますが、区の適正配置基準では安全性を重要視し、国道などによる通学区域を分断しないことが望ましいとなっておりますので、ご質問のとおり、国道を越える通学区域をできる限り減らしていくべきと考えております。

今後、学齢児童数の状況に応じて、通学区域を変更する際には、適性配置基準を踏まえて見直してまいります。

以上でございます。

今回もヤングケアラーをはじめ、G I G Aスクール構想など、多方面からご質問をいただきました。その一部でございますが、着実に取り組んでまいります。

次に、報告事項に移ります。報告事項の質疑については、全ての報告が終了しましたら、一括でいただくようお願いいたします。

それでは、(1)について森教育政策課長お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 資料の8ページを御覧ください。私からは令和3年度における小学校学校図書館支援員派遣事業についての評価結果を報告いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1番の評価でございますが、小学校全校の校長先生に評価をしていただきました。評価対象は、株式会社図書館流通センターでございます。

評価項目は、隣の表のとおり全10項目です。図書館支援員の資質・意欲・態度について5項目、図書館支援員の業務について5項目です。各項目5段階評価の50点満点で評価しました。合計50点満点中、全校平均30点以上で次年度事業の継続を可とする仕組みで評価いたしました。

2番の評価結果ですが、(1)のとおり、評価項目合計点の全校平均は41.52点で全体の83.04%を占めており、継続更新可能な30点を超えました。

(2)(3)です。評価項目の文言が一部異なっているため単純比較はできませんが、平均合計点は前年度比で3.51点高くなりました。全ての評価項目で4点を超えており、全体的に評価が上がっているという結果でした。

3番の評価結果の要因分析です。各図書館支援員がそれぞれの学校の要望や、自分たちの専門性を活かしながら、例示に書かれている項目について積極的に取り組んだことで、昨年度より全体的に高く評価されたのだと考えます。

一方で、(2)のとおり、学校からの指示をこなすだけで、積極的な提案がなかった支援員については「3普通」の評価がついております。ちなみに、今回は1や2の悪い評価を付けた学校はありませんでした。

(3)です。昨年度は週2回の派遣になり、職員を増やした関係もあって評価が低くなりました。今年度は2年目となり、学校とコミュニケーションが取れるようになったため、評価が高くなったということでございます。右側の表については、後でお目通しをいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○教育長 次に、(2)(3)について田巻学力定着推進課長お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 資料10ページをお開きください。

「足立区学力総合調査事業者選定委員会の審査結果について」ご報告いたします。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

11月16日に選定委員会を開催いたしました。審査対象事業者はベネッセコーポレーション1社だけでした。審査の結果、630点満点中の511点で81.1%の得点率だったため選定に至りました。

提案内容の主な特長を8番に記載しています。まず、「項目反応理論(IRT)」に基づく問題の難易度の適正化と目標値の適正な設定です。毎年度、対象集団や問題の難易度は違うのですが、項目反応理論を使って平準化し、年度間比較、集団比較ができることが大きな特長で、その点が高く評価されています。

次に、結果のフィードバックです。教員向け説明会を通じた調査結果のフィードバック、児童・生徒個々の調査結果に応じた復習用問題の提供が特長です。

11ページにつきましては、評価結果の詳細になっておりますので、お目通しいただければと思います。

続きまして、12ページのA Iドリル選定会議の審議結果でございます。

これまで報告させていただいたとおり、今年度はモデル中学校4校で試行的に取り組んでおりました。そのモデル校4校の校長から、選定会議委員にプレゼンを行った結果、2つのソフトのうち、株式会社COMPASSのQubenaが来年度導入教材として選定されました。

2番の教材の主な特長です。非常に分かりやすい画面と少ない操作手順で、子どもたちや教員にとって取っかかりやすいのが一番大きかったと感じております。

また、手書き入力のしやすさや正確な読み取りも子どもたちにとって使いやすくと考えました。さらに、全ての問題にA Iが実装されており、個々のつまずきに応じて、遡り出題してくれる点も大きな特長です。

今後についてです。4番に記載のとおり、職層ごとの教員研修等をこれから年度末にかけて実施し、4月の利用開始に備えたいと考えているところでございます。

以上です。

○教育長 次に（４）について、楠山教育相談課長、お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 私からは『『こころとからだアンケート』の実施結果について』報告いたします。

このアンケートは昨年度初めて実施したもので、コロナ禍において分散登校等があったため、児童・生徒のストレス状態を把握するために実施したものでございます。

対象、調査期間は２、３番のとおりです。

調査結果は、１５ページから１７ページに詳細を記載しております。まず、（１）の学年区分の特徴です。小学校１年生から３年生については、ストレス反応は概ね低かったということになっております。４年生から６年生については、「いらいらする」の項目で、全体の７４％が「ある」「少しある」と回答しており、ほかの学年区分よりも高かったというところではあります。

中学生については、僅差ではあるものの、他の学年区分と比べると「眠れていない」「食べられていない」といった身体的な影響が高かったというところではあります。

（２）の昨年度との比較です。まず、アの「身体的影響」です。これは質問項目の１番と２番で、睡眠や食欲に関する部分です。本年度は、上の学年区分ほどストレス反応が強くなっていました。ちなみに、昨年度は、一番下の小学校１年生から３年生の学年区分が一番高くなっておりました。

また、「眠れないし、食べられていない」という一番身体的影響が出ていると思われる項目については、小学校１年生から３年生を除く、小学校４年生以上で１ポイント以上上昇しております。昨年と比較して人数は少ないのですが、割合が増加しております。

次にイの「情緒的影響」です。これは質問項目の３番と４番です。昨年度と比較して、小学生の情緒的ストレス反応は減少しています。

次に１４ページをお開きください。質問項目、学年別のグラフと昨年度と比較した表を記載しております。

５番の結果分析です。一概には言えないですが、（１）では分散登校が続き、友人等とのコミュニケーション不

足等が、身体的影響に繋がったと考えています。特に中学生で影響が大きく、関連している可能性があると考えております。

情緒的影響、いわゆる「いらいらする」「やる気がない」といった項目については、実は減少しております。休校慣れによるものだと思いますが、これは一概には言えません。

最後に６番の児童・生徒への支援です。調査結果を各学校にフィードバックするとともに、各学年、各クラスの詳細なデータを教員に返します。教員やスクールカウンセラーはこれに基づき個別面接を実施し、必要な場合には、保護者にフィードバックする形で予防していきたいと考えております。

最後に１７ページの今後の方針です。このアンケート結果にかかわらず、全員面接等を通じながら個別対応をしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○教育長 次に（５）（６）について高橋こども家庭支援課長お願いいたします。

こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 私からはまず、１８ページの「職員及び区民が運転する自転車同士の事故に関する損害賠償について」を報告いたします。

こども支援センターげんき前で、職員と区民が運転する自転車同士の事故があり、示談が成立しましたので報告するものでございます。

事故発生日時、場所と相手方でございます。発生日時は、今年の５月１０日夕方６時２５分頃です。発生場所は、こども支援センターげんきの駐車場前の歩道上です。事故の相手方は梅島にお住まいの区民の方です。

事故の概要ですが、歩道上を自転車で走行していた区民が、こども支援センターげんき駐車場前を通過しようとした際、区職員が運転する自転車が駐車場から歩道上に出てきたことに気づいてブレーキをかけました。この際、急停車したことでバランスを崩し、区職員の運転する自転車の左方で転倒したものでございます。衝突等はありませんでしたが、相手方の通行を妨げた形となってしまったものでございます。

１０月２９日に示談は成立しております。示談内容で

すが、区は相手方に対して本件の解決金として7万2,205円を支払いました。なお、この金額については、特別区自治体総合賠償責任保険に同額の請求を行っており、区の一般財源からの持出し等はございません。

なお、専決処分をしたため、地方自治法に基づき、第4回区議会定例会で報告を行ったところでございます。

続きまして、19ページの「養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について」報告いたします。

要保護児童対策地域協議会の支援対象としている子どもの家庭を訪問し、子どもの見守り、状況の把握及び当該家庭の適切な養育を確保するため、記載のとおり、既存の養育支援訪問事業に生活指導支援を追加するものでございます。

実施にあたっては、こども家庭支援課が要対協ケースを委託事業者につなげることで拡充していくものでございます。

1番の対象です。子どもの養育に課題のある家庭で、家庭における状況の把握、見守り及び生活指導支援が特に必要と考えられる家庭です。例えば、父母の養育力に困難を抱えている家庭、生活環境を整えることが難しい家庭、子どもへの家庭での教育力に課題のある家庭などを考えております。

2番の具体的な支援内容でございます。対象の子どもの居宅を訪問し、子どもの状況の把握及び生活指導支援を行います。具体的には、「家庭における子どもへの生活指導を通じ、必要とする基本的な生活習慣等が身に付くようにする。」「家庭における子どもとのかかわり方を保護者に示すことで養育力向上を図る。」ものでございます。

3番の対象見込みですが、年間50名程度を見込んでおります。

4番の実施方法ですが、子ども食堂等の団体へ単価契約による委託で実施するものでございます。

開始日は来年の1月を予定しております。

次のページをお開きください。昨年度からの流れについて、簡単に説明させていただきます。

令和2年度におきましては、養育支援訪問事業、育児家事支援という区分と預かり・送迎支援事業という区分で行ってまいりました。そのほかに、令和2年度はコロナ

禍における休校・休園中の見守りが必要ということで、国が支援対象児の見守り強化事業に対する補助金を出したため、それを受けて当区では子ども食堂等に見守りの依頼をいたしました。

令和3年度におきましては、コロナ禍の状況や学校等も一定程度通常どおりになってきたため、昨年度の事業結果を踏まえ、養育支援訪問事業の中に、生活指導支援を組み替えました。昨年度の子ども食堂等の団体による取組の流れを汲む予定です。そのような団体に、課題があつて見守りが必要な家庭への訪問を委託していく流れでございます。

今後の方針です。子どもとの関わり方に関するスキルなど、支援力を必要とする事業でございます。委託事業者と一緒に考えながら、こういった支援力を高めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に、(7)について、臺東部地区建設課長、お願いします。

東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 資料の21ページを御覧ください。私からは東綾瀬中学校の改築事業に伴いまして、中高層紛争防止条例の説明会を開催しましたので、そのご報告になります。

所管部課名については記載のとおりでございます。

1番の日時・会場等です。緊急事態宣言が終了した10月27日水曜日の午後6時から東綾瀬中学校の体育館を使用させていただき、開催いたしました。

対象者は、記載のとおりですが、学校から概ね半径50メートル以内とあるのは、条例で計画高さの2倍という規定がございまして、その規定によるものでございます。

2番の説明会概要です。参加者は15名でした。説明内容は、施設の概要及び今後のスケジュール、施設計画詳細及び日影と電波障害の影響についてです。説明の後に質疑がありました。主な意見として、「工事車両はどこを通るのか」「災害時の対策はどうなっているか」「新しい校舎の日影の影響はどう変わるのか」などの意見をいただきましたが、特に反対等のご意見はございませんでした。

今後のスケジュールです。引き続き解体工事、新築工事と続いてまいりますので、近隣の方々に丁寧に周知、説明を行ってまいります。

私からの報告は以上です。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

河本委員。

○河本委員 小学校図書館支援業務派遣事業者評価についてです。こういった評価報告を聞いた時に、様々な教育施策に取り組み、各施策において成果が上がっていることを実感します。大変ありがたいことだと思っています。

派遣回数が週1回から週2回に増えたことについては、学校現場を回っていても好評だと感じました。

また、私たちも図書館支援員さんと話す機会がありますが、どの学校の図書館支援員さんも好印象です。そのため、この評価はもっともだと感じており、私自身も嬉しく感じています。

○教育長 小関委員。

○小関委員 今後の方針に「今回課題として挙げられた事項を」と書いてありますが、課題として挙げられた点がほとんど見当たらないように感じます。課題となるのは3(2)の内容との認識でよいでしょうか。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 そのとおりでございます。専門性を活かした提案、あるいは積極的な働きかけができなかった支援員がいます。こうした支援員は、新たに採用された支援員であるため、事業者に対し研修や助言をするようにお願いをしているところでございます。

○教育長 ほかにありますか。

河本委員。

○河本委員 続いて、足立区学力総合調査委託事業者選定委員会の審査結果についてです。引き続き、株式会社ベネッセコーポレーションに決まったことは承知しました。

提案内容にはいくつかの特長がありますが、私は調査結果のフィードバックと児童・生徒個々の調査結果に応

じた復習用教材の提供が重要だと考えております。学校や教員はフィードバックをどのように活用しているのでしょうか。

また、個々の調査結果が出ているのであれば、中学校から生徒の出身小学校へフィードバックすることも考えられますが、そういった活用はされているのでしょうか。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 まず、復習用教材の提供に関しては、両校長会からも非常にありがたいと言ってもらっています。放課後の補習や夏休み等の宿題で活用されており、学校によって様々な活用がされていると捉えております。

次にフィードバックについてです。中学校から小学校については、出身小学校別の中1データが出るため、我々の方で集約して校長に提供しています。

小6の成果が出るのが中1であるため、データを集約してフィードバックすることで反省材料としても活用してもらっています。

また、小・中連携ブロックの中でも情報共有をしてもらっています。現場の教員も含めて、活用に関する意識が徐々に高まりつつあると実感しております。

○教育長 河本委員。

○河本委員 調査結果を出すことではなく、その後どう学力を伸ばしていくかが最大の目的だと思います。ぜひ、今後も最大限活用できるように、継続していただきたいと思います。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 ありがとうございます。校長ヒアリングなどでも、どういう指標を設定してPDCAを回すのかといった際には、意識調査を活用してくださいと伝えていきます。

現場の教員からも「データの宝庫だ。」との声も聞いておりますので、少しずつ広めて、深めていきたいと思っております。

○教育長 ほかに何かご質問はありますか。

近藤委員。

○近藤委員 「こころとからだアンケート」の実施結果についてです。14ページの表に、身体的影響、情緒的影

響とありますが、この原因は「5 結果分析」に記載されている友人等とのコミュニケーション不足、分散登校、休校慣れであると考えてよろしいでしょうか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 はっきり言って一概には分かりません。ただ、我々の分析としては、そういうことが1つ原因としてあるのではないかと考えております。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 13ページで、身体的影響は上の学年ほどストレス反応が強かったとあり、中学生では昨年度より1ポイント以上増加しています。

一方、情緒的反応は昨年度より減少しています。この結果についてはどのように分析しているのでしょうか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 まず、影響はコロナ禍によるものだけではないと考えております。

身体的影響は、友人等とのコミュニケーション不足とある程度の関連があると考えております。ただ、明確にするのは難しい状況です。

一方、情緒的影響ですが、昨年度はコロナ禍が始まり、4月には分散登校もあったため、そうした戸惑いが影響していると考えています。しかし、今はそれが当たり前になってきており、良い意味でも悪い意味でも日常になっています。そういった慣れによるところではないかというのが我々の分析です。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 小学生は、中学生と比べると情緒的影響の減少幅が大きくなっています。この点はどう考えているのでしょうか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 小学生は（中学生に比べて）心理的影響を受けやすい傾向があります。慣れてしまえば、それに順応する力もあるので、そういう点が影響しているかもしれません。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 そうですね。中学校ぐらいになると、大人が感じるような不安も感じてきます。そんなことを考えながら、興味深く読ませていただきました。

○教育長 小関委員。

○小関委員 6番の「ストレス反応があった児童・生徒への支援」についてです。

小・中学校で教員やSCによる個別面談を行うと書いてありますが、対象はどうなるのでしょうか。

例えば、「ぐっすり眠れない」「食事がおいしく食べられない」に両方該当している中学生は2.1%で、20人程度です。また、「やる気が出ないことがある」「いらいらしたり、かっとなったりする」に両方該当している中学生は11.8%で、100人程度です。

コロナ禍により、まだ実施していないかもしれませんが、「個別面談をした」「これから個別面談をする予定がある」の対象者は何人程度になるのでしょうか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 現時点で実施人数等の把握はしておりません。

身体的影響に関する項目の両方に該当しているケースが一番重篤だと考えています。したがって、データを学校へ返送する際は、該当のお子さんについて必ずチェックしてくださいと伝えます。

○小関委員 各学校にお任せしているということですね。

○教育長 小関委員。

○小関委員 AIドリル選定会議の審議結果の概要についてです。AIドリルはとても良いものだと思います。

項目4番に、令和4年度当初からの速やかな活用に向けて、「令和3年度中に教員向け導入時操作研修を実施」と記載されています。どのような形で実施し、どの程度のレベルまで求めるのでしょうか。

また、AIドリルの学校経営計画における位置づけや学校における活用方針があれば教えてください。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 まず、教員向け導入時操作研修についてですが、職層別に実施いたします。はじめに校長先生にご理解いただくことが必要だと思っておりますので、校長研修を実施します。また、副校長連絡会で周知を行います。事業者を呼んで、実際の操作画面を見てもらいながら、理解を図っていただきます。

教員研修につきましては、オンライン形式で実施します。事業者からの説明と並行して、実際にデモ環境に触れてもらい、どのように使うかを体験できる研修を適宜実施したいと考えております。

これに加えて、学校支援人材である教科指導専門員やICT支援員にも何かの機会を通して、研修等を実施していきたいと考えております。

次に、令和4年度に向けてです。学校経営計画の中でどう描くのかは、各校長もイメージが湧かず、書きづらい部分だと思います。まずは、年明けの学校経営ヒアリングの中で、タブレット端末の活用も含めたAIドリルの活用方法、コロナ禍における浸透のための方策を聞きながら考えていきたいと思っております。

○教育長 早川委員。

○早川委員 私からは2点あります。はじめに、養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施についてです。

こども支援センターげんきの仕事は、何かあった場合に大きな責任が生じる大変なものだと思います。

医師の1人として言えば、医師会も子どもへの虐待には大変重きを置いております。医者は裸になった状態を見ることができるため、「何かあれば、すぐに児相等へ連絡するように」といった研修も受けます。おかしな傷などがあれば、警察に通報したりすることもあります。

こども支援センターげんきは、そういうことが起き得る家庭に地道に入り込んで支援をしており、すごく重要な仕事を担っていると考えています。

診断時に虐待が疑われ、亡くなってしまうようなケースでは、児相等が事情を把握していたものの、支援方針を決定する間に亡くなってしまうケースもあります。

職務上、こども支援センターげんきは異常に気付く機会があると思います。あらかじめ、異常を感じ取った場合の支援方針を弁護士等のメンバーで整理しておく必要があると考えます。異常を感じた場合の迅速な対応が重要です。

次に、区で実施している工事についてです。

前回定例会の報告で、死亡事故に関するものがありました。最近では、温暖化のせいか、竜巻による被害も生じています。これにクレーン車が絡むようなことがあれば大惨事となります。

区からは、事業者に対して、安全対策の確認と指導を徹底してほしいと思っております。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 工事は、ゲリラ豪雨や竜巻といった天候に左右されるところがあります。安全対策については厳しく申し伝えてお願いをしております。今後も、心の緩みが生じないような形で、引き続き工事を実施してまいります。

○教育長 よろしいですか。ほかにはございますか。

河本委員。

○河本委員 先ほど早川委員から話のあった、養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施についてです。

要対協ケースというのは、養育困難の中でも厳しい家庭が多いと思います。一緒に養育困難ケースと言っても、その中に様々なケースがあります。

養育困難家庭の中には、不登校の子もいれば、ヤングケアラーの子もおり、各家庭で抱えている問題は異なります。

学校は、そういった各家庭に対して、家庭訪問や電話連絡と様々な手段で状況の確認をしていると思うのですが、安否確認で精一杯だと思います。

今回、養育支援訪問事業に生活指導支援を追加することに関して、私は大変ありがたいと思っております。

家庭内に入り込む窓口が少し広がるという意味で、学校現場にとっても大変ありがたいことではないかと思っております。さらに、学校との連携を深めていただきたいと思っております。

事業は委託という形になると思いますが、各家庭に入り込むため、誰でもいいというわけではありません。実施方法についても検討の必要があると思います。

今後の方針で、委託事業者の支援力育成となつていますが、どのように行うのでしょうか。すごくデリケートな話にもなると思うのですが、どう考えているのでしょうか。

○教育長 こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 まず、どんな形で各家庭に入っていくかについてです。

先ほど委員が話されたとおり、様々な家庭があり、それぞれの事情があります。したがって、我々相談員が各

家庭に入る際は、各家庭の状況を把握し、想像することが必要だと思います。そのうえで、適切なタイミングで拒否されないような形で入っていくことが大前提になると思います。

不登校の子などは家や部屋から出てきてくれないこともありますので、ケース・バイ・ケースで試行錯誤しながらやっていくことになると考えております。

次に、学校との連携についてです。基本的には、学校の不登校関係の窓口はSSWが担っておりますが、当面はうちを経由することを考えています。支援力がついてきた際には、SSWから直接、この事業につなげることができればと考えております。

○教育長 河本委員。

○河本委員 現時点でも、SSWは不登校の家庭に丁寧に入り込み、様々な支援をし、家庭と学校をつなぐ大きな役割を担っています。そこの連携を強化していくということですね。分かりました。

事業者への委託、委託事業者の支援力育成はどのように考えているのでしょうか。

○教育長 こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 支援開始当初は、必ずうちの相談員が同行して各家庭の状況を伝え、関わり方を説明します。

事業者だけでの訪問を開始して以降も定期的に支援状況を確認していきます。状況が急変することは余り考えられないため、1か月おきぐらいに状況確認をすることになると思います。

報告を受けながら、一緒に支援メニューを考えていくようなイメージを持っております。

○教育長 河本委員。

○河本委員 ありがとうございます。

足立区は、一歩先一歩先という形で、子どもに対する手厚い施策をどんどん打ち出していると思います。

「ここまでやるか足立区!？」という育英資金のポスターがすごく印象的で、教育委員会内においても「ここまでやるか足立区」と感じる事が多く、少しでも多くの区民の方に、届いてほしいと思っています。

今回の養育支援事業にしても、これまで実施してきた各施策にしても、少しでも良い結果に結びついてほしい

と思っています。ぜひ頑張ってください。

○教育長 ありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員 「こころとからだアンケート」の実施結果についてです。

ストレス反応があった児童・生徒への支援ですが、記載されているようにスクールカウンセラーの個別面談、先生による面談が基本になると思います。

その際に、「今のコロナ禍の状況では誰だって不安になるよね」「眠れないよね」「今、少々だるくてもそれで良いんだよ」「みんなそうだからね」といった認めてあげる、受け入れてあげるような声掛けをお願いします。そういった事をするだけでも少し気が楽になると思いますので、そんなスタンスも持ちながら、対応していただければと思います。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 委員のおっしゃるとおり、受容と共感が大事だと考えています。これが基本中の基本であると、スクールカウンセラーにも周知しております。

小学校5年生の全員面接や中学校1年生の面接、そういったタイミングを捉えて、全員にそのような視点を伝えるように指導してまいります。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 カウンセリングで実施するのは当然ですが、先生方のような身近な人が言ってあげるのも重要です。保護者の方にも機会があったら、子どもたちへ同様の声掛けを実施するように促してください。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでございますので、報告事項のほうを終了といたします。

その他で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ないようでございますので、以上をもちまして、本年第12回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後4時15分閉会

令和3年第12回
足立区教育委員会定例会

日時 令和3年12月9日 木曜日 午後3時00分開議
会場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第54号議案 「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について……………	2
日程第2	教育長報告	
2 報告事項		
(1)	令和3年度小学校図書館支援業務派遣事業者評価について 《森 教育政策課長》	8
(2)	足立区学力総合調査委託事業者選定委員会の審査結果について 《田巻 学力定着推進課長》	10
(3)	A Iドリル選定会議の審議結果の概要について 《田巻 学力定着推進課長》	12
(4)	「こころとからだアンケート」の実施結果について 《楠山 教育相談課長》	13
(5)	職員及び区民が運転する自転車同士の事故に関する損害賠償について 《高橋 こども家庭支援課長》	18
(6)	養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について 《高橋 こども家庭支援課長》	19
(7)	東綾瀬中学校中高層条例説明会の開催について 《臺 東部地区建設課長》	21
3 情報連絡事項		
(1)	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について [子ども施設指導・支援担当課]	22
(2)	保育施設利用申し込みに係る電子申請サービスの実施について [子ども施設入園課]	25
(3)	事業実施報告・実施予定 [青少年課]	26
(4)	児童虐待防止推進月間の事業実施結果について [こども家庭支援課]	28
(5)	行事実施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]	29

第54号議案

「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和3年12月9日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

「足立区長等の給料等に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 5 4 号 議 案 説 明 資 料

令和3年12月9日

件 名	「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について																				
所管部課名	教育指導部教育政策課																				
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 条例名 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正理由 公民較差解消のため、期末手当支給月数を引き下げる。</p> <p>3 条例の主な内容（※ 詳細はP6を参照） 区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の期末手当支給月数を、次のとおり引き下げる。 支給月数の引き下げ 3. 14月 → 2. 99月（-0. 15月）</p> <p>(1) 令和3年度 3月に支給する期末手当 0. 25月 → 0. 10月</p> <p>(2) 令和4年度以降 3月に支給する期末手当 0. 10月 → 0. 25月 6月に支給する期末手当 1. 445月 → 1. 37月 12月に支給する期末手当 1. 445月 → 1. 37月</p> <p><参考></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>年間計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 25月</td> <td>1. 445月</td> <td>1. 445月</td> <td>3. 14月</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td><u>0. 10月</u></td> <td>1. 445月</td> <td>1. 445月</td> <td><u>2. 99月</u></td> </tr> <tr> <td>令和4年度以降</td> <td><u>0. 25月</u></td> <td><u>1. 37月</u></td> <td><u>1. 37月</u></td> <td><u>2. 99月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 施行年月日 (1) 令和3年度に支給する期末手当の改定…公布の日より施行する (2) 令和4年度以降に支給する期末手当の改定…令和4年4月1日</p> <p>5 新旧対照表 P4～5を参照</p>		3月	6月	12月	年間計	現行	0. 25月	1. 445月	1. 445月	3. 14月	令和3年度	<u>0. 10月</u>	1. 445月	1. 445月	<u>2. 99月</u>	令和4年度以降	<u>0. 25月</u>	<u>1. 37月</u>	<u>1. 37月</u>	<u>2. 99月</u>
	3月	6月	12月	年間計																	
現行	0. 25月	1. 445月	1. 445月	3. 14月																	
令和3年度	<u>0. 10月</u>	1. 445月	1. 445月	<u>2. 99月</u>																	
令和4年度以降	<u>0. 25月</u>	<u>1. 37月</u>	<u>1. 37月</u>	<u>2. 99月</u>																	
今後の方針																					

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	第1条による改正後
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条1～2 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の144.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の144.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>

改正前（第1条による改正後）	第2条による改正後
<p>（その他の給与）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の144.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の137</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>

第●号議案

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年12月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 足立区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の144.5」を「100分の137」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

区長等の期末手当の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

3 足総総発第 3 6 0 8 号
令和 3 年 1 2 月 6 日

足立区教育委員会
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 3 年第 4 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

教 育 委 員 会 報 告

令和3年12月9日

件 名	令和3年度小学校図書館支援業務派遣事業者評価について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>令和3年度における小学校学校図書館支援員派遣事業に対する評価結果の概要を報告する。</p> <p>1 事業者への評価について</p> <p>(1) 評価者 小学校全校長 (2) 評価対象 株式会社図書館流通センター (3) 評価項目 (全10項目) ・ 学校図書館支援員の資質・意欲・態度について (5項目) ・ 学校図書館支援員の業務について (5項目) (4) 評価方法 評価項目ごとの5段階評価 (とても良い5→良い4→普通3→悪い2→とても悪い1) <u>合計50点満点中、全校平均30点以上 (60%以上) で次年度事業の継続を可とする。</u></p> <p>2 評価結果 ※ P9参照</p> <p>(1) 評価項目合計点の全校平均は、<u>41.52点 (83.04%)</u> <u>継続更新可能な30点を超えた。</u> (2) 評価項目の文言が一部異なり単純比較できないが、平均合計点は前年度比で3.51点高かった。 (3) 全項目で平均4点を超えており、全体的に評価が上がっている。</p> <p>3 評価結果の要因分析</p> <p>(1) 学校の要望や学校図書館支援員としての役割を理解した上で、知識や経験を活かし、積極的に業務に取り組む支援員が多く、全体的に昨年度より高い評価を得た。</p> <p style="padding-left: 2em;">《例》児童の学習内容に沿った選書や本の紹介、教員のリクエストに応じた調べ学習用図書の選書、季節・行事に合わせた児童の興味を引く展示や掲示、廃棄図書の整理や蔵書分類を意識した購入図書の選書支援</p> <p>(2) 一方、学校からの指示をただこなすだけで、専門性を活かした工夫や提案が見られない支援員は、「3普通」の評価となる傾向にあった。</p> <p>(3) 派遣事業の開始から2年目となり、支援員と教職員との信頼関係を築くことができ、コミュニケーションが円滑になった学校が多い点も評価が高くなったことに繋がったと考えられる。</p>
今後の方針	今回課題として挙げられた事項を事業者に伝え、本事業のさらなる改善に向けて取り組んでいく。

令和3年度 小学校図書館支援業務 派遣事業者評価票

各項目評価基準

【とても良い→5 良い→4 普通→3 悪い→2 とても悪い→1】

1 学校図書館支援員の資質・意欲・態度について	平均
①児童の学校図書館利活用の向上に向けて、意欲的に取り組んでいる。	4.16
②学校図書館支援員の服装や言葉遣い等が適切である。	4.17
③勤務態度や教職員との人間関係が良好である。	4.09
④担任や図書担当教諭等と連携・協力しようと努める姿勢がみられる。	4.30
⑤学校長の指示を適切に理解し、真摯に業務にあたっている。	4.10
2 学校図書館支援員の業務について	平均
①学校図書館支援員として、専門性を発揮しながら業務にあたっている。	4.09
②児童に寄り添ったレファレンスや貸出業務が行われている。	4.06
③整理整頓や本に親しめる掲示、企画展示など、学校図書館の環境整備に努めている。	4.28
④学校図書館における選書支援や登録業務が円滑に行われている。	4.20
⑤担任等の要望を受け、オリエンテーションや読み語り等の授業支援が円滑に行われている。	4.07
評価入力欄 合計点	41.52
評価基準・・・評価入力欄合計点の全校平均が <u>30点以上</u> （平均評定3.0以上） であれば、事業者と継続して契約することが妥当であると判断します。	
【参考】 過去の評価合計点（平均） R2：38.01点 R1：40.99点 H30：40.48点 H29：39.12点 ※各評価項目は今年度と異なる	

教 育 委 員 会 報 告

令和3年12月9日

件 名	足立区学力総合調査委託事業者選定委員会の審査結果について						
所管部課名	教育指導部学力定着推進課						
内 容	<p>1 選定委員会（プレゼンテーション）開催日 令和3年11月16日（火）</p> <p>2 選定委員 6名 ※ 区民1名欠席 (学識経験者2名、区民1名、小・中学校長代表2名、区職員1名)</p> <p>3 審査対象事業者 1者（提案書提出事業者 1者）</p> <p>4 審査結果 ※ 詳細はP11のとおり</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">提案事業者</th> <th style="width: 33%;">得点 (満点630点)</th> <th style="width: 33%;">得点率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ベネッセ コーポレーション</td> <td>511点</td> <td>81.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 提案書特定事業者 株式会社ベネッセコーポレーション</p> <p>6 提案書特定日 令和3年11月18日（木）</p> <p>7 提案見積金額 48,700,000円（消費税込）</p> <p>8 提案内容の主な特長 (1) 「項目反応理論（IRT）」に基づく問題の難易度の適正化と目標値の適正な設定 (2) 教員向け説明会を通じた調査結果のフィードバックと活用の促進 (3) 児童・生徒個々の調査結果に応じた復習用教材の提供</p>	提案事業者	得点 (満点630点)	得点率	株式会社ベネッセ コーポレーション	511点	81.1%
提案事業者	得点 (満点630点)	得点率					
株式会社ベネッセ コーポレーション	511点	81.1%					
今後の方針	学力調査の円滑な実施に向け、事業者・学校と緊密に連携して準備を進める。						

足立区学力定着に関する総合調査委託 提案書特定結果

対象業務名		評価項目	配点		業者名	
足立区学力定着に関する総合調査委託					第一順位	
項番	分類	指標			得点	
1	提案内容の的確性 480点	業務方針、業務計画や実施手順は妥当か	足立区学力総合調査の目的と特性を理解した方針を示しているか。	30	60	27
2		業務実施手順は妥当か。作問や配送も含め、円滑な学力総合調査実施のための年間スケジュールの提案及び事業効果を高める工夫がされているか。	30	24		
3		業務遂行体制は妥当か	業務を総括する管理責任者は、知識・経験が豊富で、関係者の期待に応えられるか。さらに、業務に精通した職員が配置され、社内の連携体制が整っているか。	30	60	23
4			調査問題を作成する部門に高い技術を持った専門職員が配置され、提案内容を実現するための役割分担と人員が確保されているか。	30		24
5		調査問題は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の学力を的確に把握するものであるか	調査問題は、学習指導要領に基づき、適切に作問されているか。	30	120	25
6			「知識・技能」の習得状況を測る問題及び「思考力・判断力・表現力等」の育成状況を測る問題のバランスは適切か。	30		27
7			調査問題の難易度及び目標値が毎年一定程度になるよう配慮がなされているか。	60		52
8		調査結果は児童・生徒の学力定着を図るのに有効かつ適切であり、また調査実施後の対応は充実しているか	提供される帳票類・データは、調査結果が詳細かつ確に分析されており、学校・教育委員会が必要なものがそろっているか。	60	120	50
9			学校での早期活用に配慮し、調査結果の一部又は全部が6月30日より早い時期に納品可能であるか。	30		27
10			調査実施後の説明会及び復習用教材提供の実施案が具体的に示されており、その内容は児童・生徒の学力定着に資するものであるか。	30		26
11	学校及び教育委員会との連絡及び配送体制	学校及び教育委員会との連絡体制とともに、緊急時の体制が確保されているか。また、調査票等の配送や回収計画は確実かつ安全に実施される見込みであるか。	30	30	26	
12	個人情報保護に対する取り組み、情報セキュリティ等法令順守に対する取り組み	調査対象児童・生徒の個人情報保護に十分配慮された具体的な対応策が示されており、事故発生リスクに備えた体制が確立できているか。	60	90	50	
13		個人情報保護、内部情報漏洩防止、その他の関連法令の内規などについて、十分な配慮や適切な管理方法が示されており、法令順守についても認識がある。	30		27	
14	プレゼンテーション全体 60点	提案事業者・担当者に意欲、熱意、理解、協調性があるか 提案書の内容から業務遂行に問題はないか	業務担当者の取り組み姿勢が誠実かつ前向きで、意欲及び専門的知識が感じられるか。また、質問者の意図を正しく理解し、的確かつ誠実に回答しようと務め、説得力があるか。	30	60	25
15			提案書の内容はわかりやすく、具体的なものであるか。 資料の内容から、安心して業務委託をすることができるか。	30		26
16	コスト 60点	コストは妥当か	従事職員の賃金に影響をあたえるような不当に廉価な価格を提示しておらず、提案内容・業務範囲等を考慮すると、優れた費用対効果が期待できるか。	60	60	52
合 計				—	600	511

項番	評価項目			加 点	—	得 点
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本社がある場合	委員1人あたり5点を加点	30	—	0
2	区内業者	区内に支社がある場合	委員1人あたり3点を加点	18	—	0
総 計						511

得点率					81.1
-----	--	--	--	--	------

教 育 委 員 会 報 告

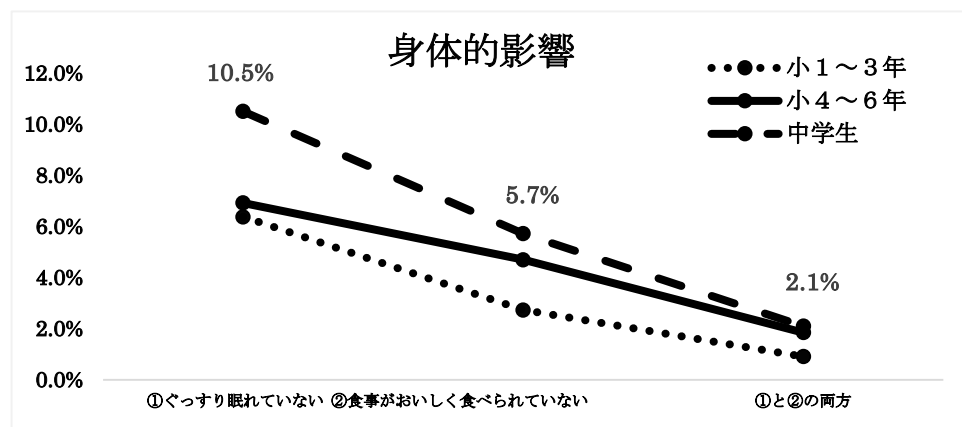
令和3年12月9日

件 名	A I ドリル選定会議の審議結果の概要について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>来年度全校導入を目指し、モデル導入しているA I ドリルについて、選定会議において、モデル校の実践報告と教材の特性や機能を踏まえて検討し、導入すべき教材を決定した。今後、本教材の令和4年度導入に向け準備を進めていく。</p> <p>1 教材名 <small>キ ュ ビ ナ</small> Q u b e n a [株式会社COMPASS]</p> <p>2 教材の主な特長</p> <p>(1) わかりやすい画面や少ない操作手順など、児童・生徒、教員にとってストレスなく利用できる操作性</p> <p>(2) 手書き入力のしやすさや正確な読み取りなど児童・生徒にとって使いやすい解答方法</p> <p>(3) 全ての問題にA I が実装されており、A I の誤答分析により、一人ひとり個々のつまずきに遡り出題する機能</p> <p>3 必要経費</p> <p>本教材を利用するにあたり必要な経費を令和4年度当初予算案に計上する。</p> <p>4 導入時操作研修</p> <p>令和4年度当初から速やかな活用促進を図るため、令和3年度中に教員向け操作研修を実施する。</p> <p>【参考】 A I ドリル導入の目的</p> <p>1人1台のタブレット環境を生かし、基礎学力定着に向けた取組の柱である「個に応じた指導」の更なる充実を図るため、A I ドリルを導入する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【A I ドリルとは】</p> <p>生徒の解答状況からA I 機能により理解度を判断し、つまずきの原因となっている学習内容に遡って出題する学習教材</p> </div>
今後の方針	マニュアル策定及び活用事例の紹介、サポート体制などにより、全校導入後の積極的な活用促進を図っていく。

教 育 委 員 会 報 告

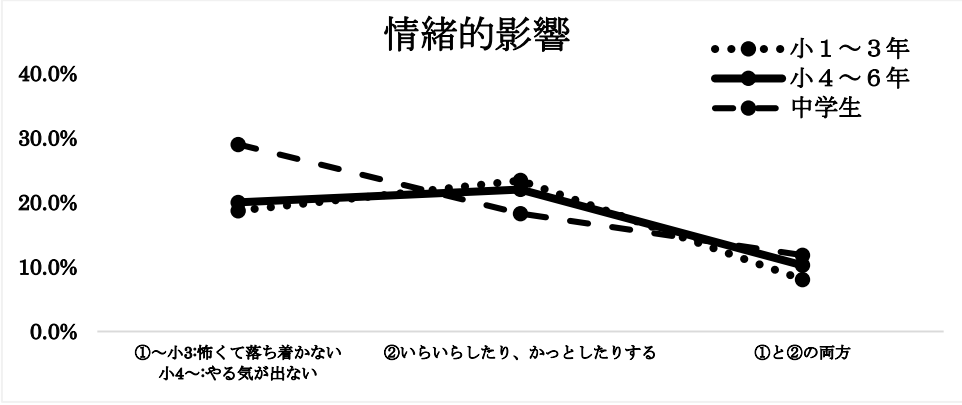
令和3年12月9日

件 名	「こころとからだアンケート」の実施結果について												
所 管 部 課 名	こども支援センターげんき教育相談課												
内 容	<p>1 目的 臨時休校明けの児童・生徒のストレス状態を把握し、教員やスクールカウンセラー（以下、SC）による個別支援に役立てる。</p> <p>2 対象 区立小・中学校 全児童・生徒（発達段階に応じた学年区分）</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">調査回答数</td> <td style="padding: 5px;">小学1年生～3年生</td> <td style="padding: 5px;">12,729名</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">小学4年生～6年生</td> <td style="padding: 5px;">13,603名</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">中学1年生～3年生</td> <td style="padding: 5px;">10,700名</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">合計</td> <td style="padding: 5px;">37,032名</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ 回答率84.2%</p> <p>3 調査期間 令和3年10月6日～10月25日</p> <p>4 調査結果</p> <p>(1) 学年区分の特徴</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 小学1年生～3年生 他の学年区分と比較すると、各項目におけるストレス反応は概ね低かった。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 小学4年生～6年生 「いらいらする」の項目では約74%が「ある」又は「少しある」と回答し、他の学年区分との比較で最も高かった。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 中学生 他の学年区分と比較すると、「眠れていない」「食べられていない」の項目は、僅差ではあるが最も高かった。</p> <p>(2) 身体的、情緒的影響と昨年度調査との比較</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 身体的影響（食欲、睡眠への影響）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上の学年区分ほど、身体的なストレス反応が強い。 ⇒ 昨年度は、小学1～3年生が最も高かった。 ・ 「眠れないし、食べられていない」の回答が小学4～6年生、中学生で、昨年度比1ポイント以上上昇した。 ⇒ 人数的には少ないが、昨年度より強いストレス反応の児童・生徒の割合が増加した。 <p style="margin-left: 20px;">イ 情緒的影響（意欲低下や苛立ちなどの影響）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度と比較すると、小学生では、ほとんどの項目で約2ポイント減少した。 ⇒ 昨年度より、小学生の情緒的ストレス反応は減少した。 	調査回答数	小学1年生～3年生	12,729名		小学4年生～6年生	13,603名		中学1年生～3年生	10,700名		合計	37,032名
調査回答数	小学1年生～3年生	12,729名											
	小学4年生～6年生	13,603名											
	中学1年生～3年生	10,700名											
	合計	37,032名											



※ () は令和2年度の割合

特徴 学年	①ぐっすり眠れていない		②食事がおいしく食べられていない		①と②の両方	
	割合	(前年度)	割合	(前年度)	割合	(前年度)
小1～3年	6.4%	(8.3%)	2.7%	(2.1%)	0.9%	(1.0%)
小4～6年	6.9%	(4.4%)	4.7%	(0.9%)	1.8%	(0.4%)
中学生	10.5%	(7.1%)	5.7%	(1.7%)	2.1%	(0.8%)



※ () は令和2年度の割合

特徴 学年	①やる気が出ないことがある(小1～3年・怖くて落ち着かないことがある)		②いらいらしたり、かっとしたりする		①と②の両方	
	割合	(前年度)	割合	(前年度)	割合	(前年度)
小1～3年	18.7%	(23.7%)	23.4%	(24.9%)	8.1%	(10.0%)
小4～6年	20.0%	(22.6%)	22.0%	(22.1%)	10.3%	(11.9%)
中学生	29.0%	(27.3%)	18.3%	(17.7%)	11.8%	(11.9%)

5 結果分析

- (1) 昨年度に引き続き分散登校で、友人等とのコミュニケーション不足による不安が、身体的影響に繋がった可能性がある。
- (2) 休校慣れで情緒的影響を持つ児童・生徒が減少した可能性がある。

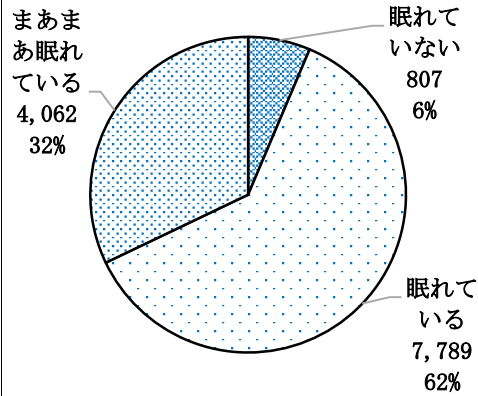
6 ストレス反応があった児童・生徒への支援

回答の結果、配慮が必要と判断した児童・生徒に対しては、各小・中学校で教員やSCによる個別面談を行う。
集計結果を各学校にフィードバックし、児童・生徒の心のケアに役立てる。あわせて保護者には面談等の際、情報提供していく。

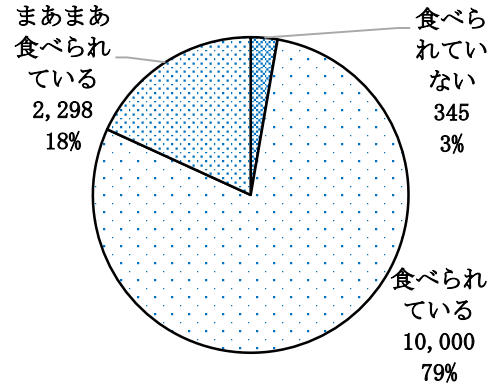
【参考：集計結果】

<小学1～3年生>

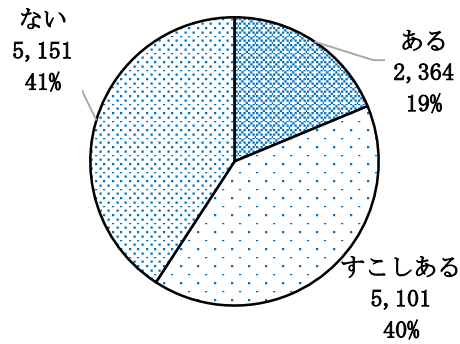
質問1
毎日ぐっすり眠れている



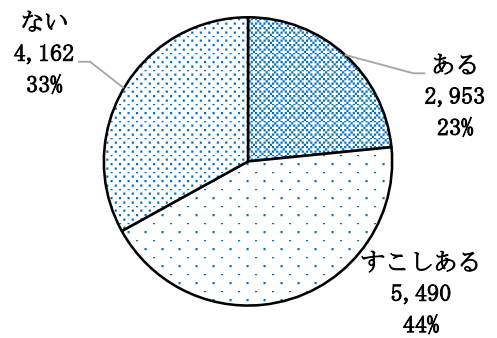
質問2
ご飯をおいしく食べられている



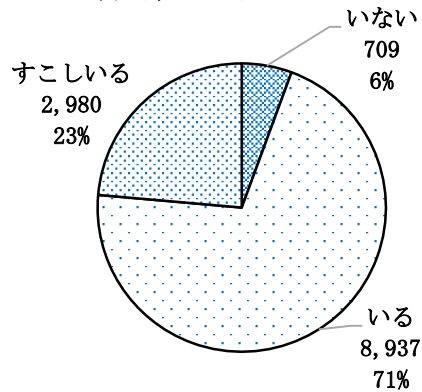
質問3
こわくて、おちつかないことがある



質問4
むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする

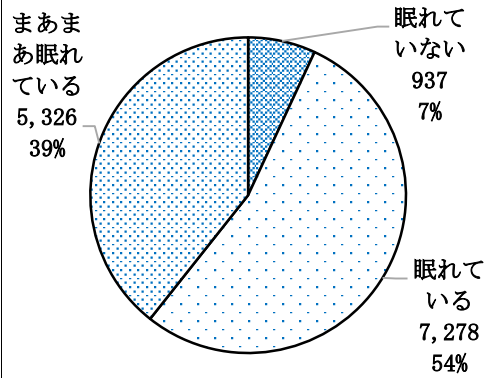


質問5
困ったことがあった時、話を聞いてくれる人がいる

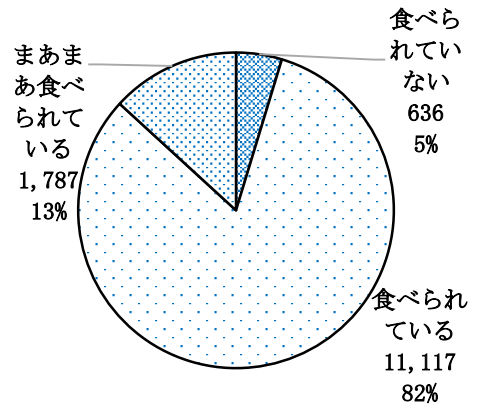


<小学4～6年生>

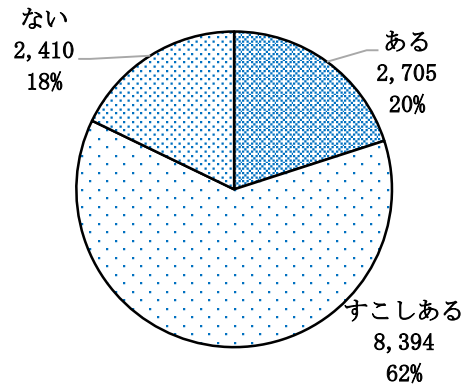
質問1
毎日ぐっすり眠れている



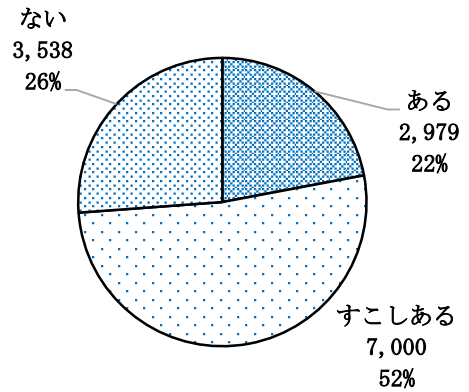
質問2
ご飯をおいしく食べられている



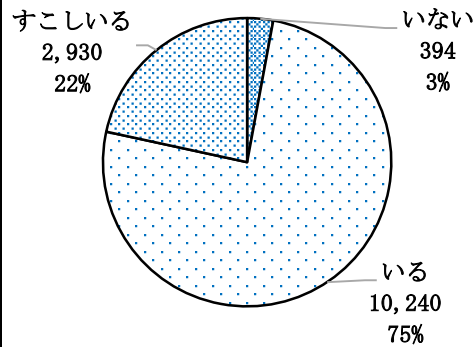
質問3
やる気が出ないことがある



質問4
むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする

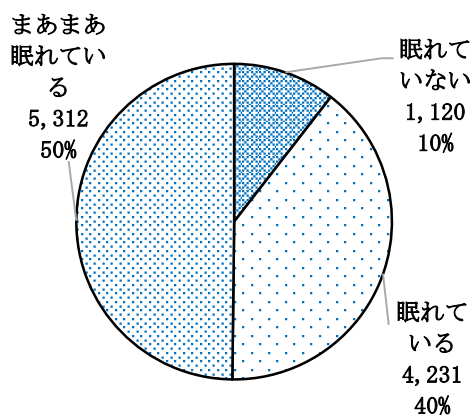


質問5
困ったことがあった時、話を聞いてくれる人がいる

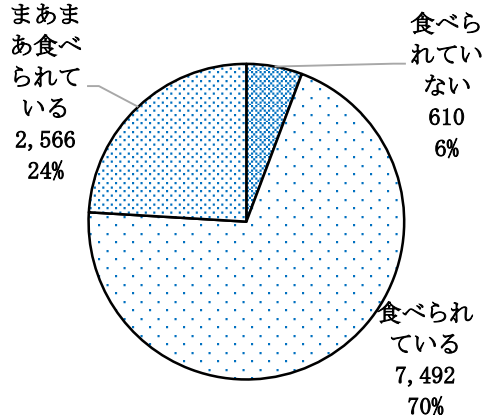


<中学生>

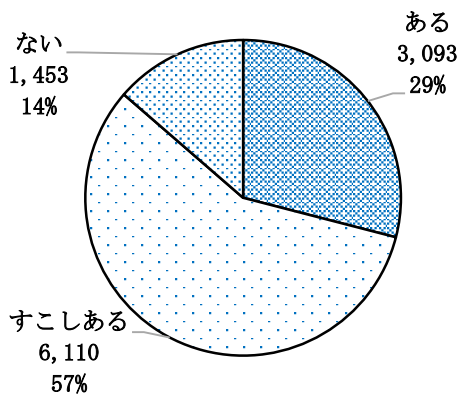
質問1
毎日ぐっすり眠れている



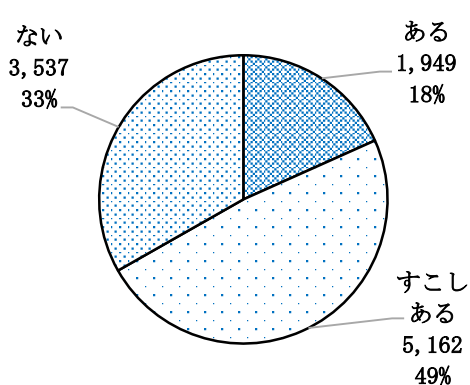
質問2
ご飯をおいしく食べられている



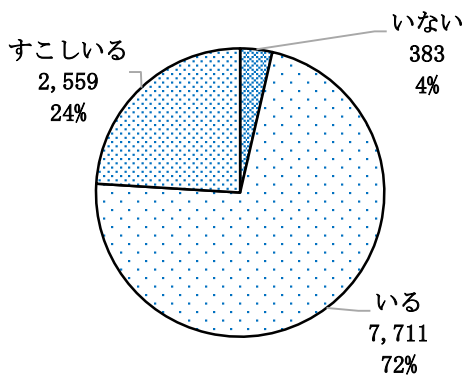
質問3
やる気が出ないことがある



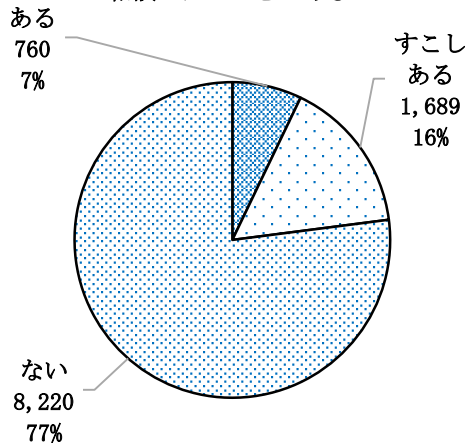
質問4
むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとしたりする



質問5
困ったことがあった時、話を聞いてくれる人がある



質問6
相談したいことがある



今後の方針

感染症対策による制限のある生活が続くため、児童・生徒の情緒面の反応に留意する。教員やSCによる面談など、必要に応じて個別対応を行う。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年12月9日

件 名	職員及び区民が運転する自転車同士の事故に関する損害賠償について
所 管 部 課 名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	<p>こども支援センターげんき前の路上で発生した、職員と区民が運転する自転車同士の事故について、示談が成立したので報告する。</p> <p>1 事故発生日時 令和3年5月10日（月）午後6時25分頃</p> <p>2 事故発生場所 足立区梅島三丁目28番8号付近歩道上 （こども支援センターげんき駐車場前歩道上）</p> <p>3 相手方 足立区梅島在住者</p> <p>4 事故の概要 歩道上を自転車で走行していた区民は、こども支援センターげんき駐車場（以下「駐車場」という。）前を通過しようとした際、区の職員の運転する自転車が駐車場から歩道上に進行していることに気付き、停車したことでバランスを崩し、区の職員の運転する自転車の左方で転倒した。</p> <p>5 示談成立日 令和3年10月29日（金）</p> <p>6 示談の内容 区は、区民に対し、本件事故の解決金として72,205円を支払った。なお、特別区自治体総合賠償責任保険として、同額の請求を行った（全額特別区自治体総合賠償責任保険適用）。</p>
今 後 の 方 針	専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年第4回足立区議会定例会で総務課より報告を行った。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年12月9日

件 名	養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	<p>要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の支援対象としている子どもの家庭を訪問し、子どもの見守り（状況の把握）及び当該家庭の適切な養育を確保するため、以下のとおり、既存の養育支援訪問事業に生活指導支援を追加する。実施にあたっては、こども家庭支援課が要対協ケースを委託事業者につなげることで拡充していく。</p> <p>1 対象 子どもの養育に課題のある家庭で、家庭における状況の把握（見守り）及び生活指導支援が特に必要と考えられる家庭 【例】・ 養育力に困難を抱えている家庭 ・ 生活環境を整えることが難しい家庭 ・ 子どもへの家庭での教育力に課題のある家庭</p> <p>2 支援内容 対象の子どもの居宅を訪問し、子どもの状況把握及び生活指導支援を行う。 (1) 家庭における子どもへの生活指導を通じ、必要とする基本的な生活習慣等が身に付くようにする。 (2) 家庭における子どもとのかかわり方を保護者に示すことで養育力向上を図る。</p> <p>3 対象見込み 児童50名程度（年間）</p> <p>4 実施方法 子ども食堂等の団体へ単価契約により委託する</p> <p>5 開始日 令和4年1月</p>
問 題 点 今後の方針	子どもとのかかわり方にかかるスキルなど、支援力を必要とする事業であるため、委託事業者の支援力を育成する。

《参考》 養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について

【 令和 2 年度 】

【 令和 3 年度以降 】

（国）養育支援訪問事業補助金を充当

足立区養育支援訪問事業（委託実施）

児童福祉法第6条の3第5項事業

- 1 内容
養育支援が特に必要な家庭を訪問・養育に関する指導・助言等
- 2 支援機関、支援実績、経費（国1/3、都1/3、区1/3）

支援内容	支援機関 (委託等先)	支援実績	経 費 (委託費-報償費)
育児家事支援	NPO法人 : 1団体 社会福祉法人: 1団体 ほっとほーむ協力員: 25名	39名 訪問541回	3,195,200円
預かり・送迎支援	NPO法人 : 3団体	13名 訪問342回	1,859,600円

足立区養育支援訪問事業（委託実施）

児童福祉法第6条の3第5項事業

- 1 内容
養育支援が特に必要な家庭を訪問・養育に関する指導・助言等
- 2 支援機関、支援実績、経費（国1/3、都1/3、区1/3）

支援内容	支援機関 (委託等先)	支援見込み	経 費 (委託費-報償費)
育児家事支援	NPO法人 : 1団体 社会福祉法人: 1団体 ほっとほーむ協力員: 25名	(3,4年度) 50名 訪問650回	(3,4年度) 3,750,000円
預かり・送迎支援	NPO法人 : 3団体	(3,4年度) 20名 訪問540回	(3,4年度) 3,000,000円
生活指導支援	子ども食堂等の団体 ※今後、事業内容説明・協力を依頼する。	(3年度) (1月~3月) 10名 訪問60回 (4年度) 50名 訪問300回	(3年度) 300,000円 3年度においては(国)2年度予算の繰越分を充当10/10 (4年度) 1,500,000円

（国）養育支援訪問事業補助を充当予定

足立区支援対象児童等見守り強化事業（補助金）

休校、休園の中での単年度事業

- 1 内容
児童の見守りが必要な家庭を訪問し、生活指導等を支援する子ども食堂等の団体への補助金交付
- 2 支援機関、支援実績、経費（国10/10）

支援内容	支援機関 (補助申請団体)	支援実績	経 費 (団体への補助額)
生活指導の支援	(任意団体) あだち子ども食堂 たべるば	9名 訪問130回	6,188,000円
	(NPO法人) キッズドア	3名 訪問 0回	522,000円

委託事業に組替

12名から50名に拡大

（国）支援対象児童等見守り強化事業補助（2年度単年度予算事業）を充当

教 育 委 員 会 報 告

令和3年12月9日

件 名	東綾瀬中学校中高層条例説明会の開催について
所管部課名	施設営繕部 東部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課
内 容	<p>東綾瀬中学校の改築事業に伴い、中高層紛争防止条例に基づく説明会を開催したので、以下の通り報告する。</p> <p>1 日時・会場等</p> <p>(1) 日時 10月27日(水) 午後6時から</p> <p>(2) 場所 東綾瀬中学校体育館</p> <p>(3) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校から概ね半径50m以内の住民及び地権者等 ・ 生徒の保護者 <p>2 説明会概要</p> <p>(1) 参加者 15名</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設概要および今後のスケジュールについて ・ 施設計画詳細および日影、電波障害の影響について <p>(3) 主な意見および回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事車両はどこを通るのか。 →工事車両の搬入・搬出ルートも現在、実施設計において検討中です。確定後、今後の説明会においてお示ししていきます。 ・ 災害時の対策はどうなっているか。 →水害を考慮し、体育館(避難所)を2階、電気室を屋上に設置します。 ・ 日影の影響はどう変わるか。 →現校舎と日影の影響はあまり変わりませんが、北東側で一部日影の範囲が大きくなる部分があります。 <p>3 今後の説明会スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年 3月末～ 4月初旬頃・・・解体工事説明会 ・ 令和4年 9月末～10月初旬頃・・・新築工事説明会
今後の方針	今後も引続き、丁寧に近隣住民等への周知及び説明会の開催を行う。

教育委員会情報連絡

令和3年12月9日

件名	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援担当課、子ども施設入園課
内容	<p>小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく令和3年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>なお、指摘事項等については、既に小規模保育事業所・家庭的保育事業者それぞれの全体会で周知し、担当者間の引継ぎの徹底等の注意喚起も行った。</p> <p>1 指導検査実施施設数</p> <p>(1) 小規模保育事業所 14施設（全29施設中）</p> <p>(2) 家庭的保育事業者 40名（全129名中）</p> <p>2 指摘等種別</p> <p>(1) 文書指摘 支援法等関係法令等に違反する事項</p> <p>(2) 口頭指導 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項</p> <p>(3) 助言 水準向上のための助言・提案事項</p> <p>3 検査結果の特徴</p> <p>全体として、令和2年度当初からのコロナ禍における保育について、小規模事業所においては消毒業務の負担増による多忙などから、戸惑いや失念などが多く、厳しい結果となった。</p> <p>(1) 小規模保育事業所については、年度当初の全体会で周知徹底した前年度複数施設への指摘と口頭指導事項は確認されなかったものの、今年度設定した検査重点項目についての助言・提案事項が大幅に増加した。また、担当者間の引継ぎの不徹底による事案が多かった。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者については、避難・消火訓練の未実施など、例年指摘の多い項目は、全体会での周知や巡回訪問等での個別指導により減少した。</p>

4 検査結果(主な内容)と改善への対応 ※ 括弧書きは令和2年度件数

(1) 小規模保育事業所

ア 文書指摘：13件(4件)

※ 増加理由

園長交代や担当者交代の際、引き継ぎが不十分であったことによるもの(4施設10件)と推察する。なお、園児の健康診断については、コロナ禍の一斉休園などによる混乱があったものと思われる。

(ア) 避難・消火訓練の未実施月があった：3件(0件)

(イ) 受託児の健康診断回数不足：3件(0件)

(ウ) 調乳担当者の健康チェック未実施：2件(2件)

(エ) 研修計画未作成、職員への研修が未実施：2件(0件)

(オ) 施設の自己評価が未実施：1件(0件)

(カ) 土曜日の献立表が3か月間未作成：1件(0件)

(キ) 誤食の報告が行われていなかった：1件(0件)

➡ 指摘事項については、検査当日、改善を指示し、現在は改善していることを事業所管課(子ども施設入園課)とともに確認した。

イ 口頭指導：6件(18件)

(ア) 施設の自己評価が未公表：2件(0件)

(イ) 休園期間中の非常勤職員給与を約4割減額：2件(0件)

➡ 施設側の年内支払いの申し出に対し、職員が課税の関係から、令和4年1月の追加支給を求め、両方で合意済

(ウ) 指導計画への不記載、個別的指導計画未作成：2件(6件)

➡ 指導事項については、検査当日、改善を指示し、現在は改善していることを事業所管課とともに確認した。

なお、様式やマニュアルの不備については年度内に改善させるため、全施設へ様式等を提出するよう通知済

ウ 助言：103件(32件)

※ 大幅増加理由

水準向上のため設定した今年度の重点検査項目(園外保育マニュアル、利用者との契約書等)の助言・提案が多かった。

(ア) 園外保育マニュアル及び記録等の不備：24件(2件)

➡ 全件の緊急確認を実施し、改善していることを確認した。なお他の施設に対しても内容の精査を指示し、改善点も含め、年内の報告を求めた。

(イ) 指導計画、保育日誌の内容の記載不備：13件(4件)

(ウ) 検食及び睡眠時チェック表の記載不備：12件(0件)

(エ) 利用契約書の内容(生年月日等)未記載：11件(0件)

(オ) 一時保育の保育料等を預金することなく支出：9件(1件)

(カ) 保健計画における年間評価・反省未実施：4件(0件)

	<p>(キ) 個人のポイントカードの使用：3件（2件）</p> <p>➡ 助言事項については、検査当日、改善を提案し、現在は改善していることを事業所管課とともに確認した。一時保育の保育料等の預金徹底と個人のポイントカード等の使用は、厳に慎むよう全体会で徹底した。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者</p> <p>ア 文書指摘：7件（10件）</p> <p>(ア) 避難・消火訓練の未実施月が1か月あった：2件（4件）</p> <p>(イ) 給食開始前月の給食担当者の検便未実施等：2件（0件）</p> <p>(ウ) 購入物品が保育に使われていなかった：1件（0件）</p> <p>➡ 未使用だった購入物品の使用開始を確認した。</p> <p>(エ) 献立どおりに提供していない日が1日あった：1件（0件）</p> <p>(オ) 受託児の利用開始前健康診断の未実施：1件（0件）</p> <p>➡ 指摘事項については、検査当日、改善を指示し、現在は改善していることを事業所管課とともに確認した。</p> <p>イ 口頭指導：19件（17件）</p> <p>(ア) 受託児の健康診断回数が1回分不足：4件（4件）</p> <p>➡ 健康診断については、保護者が行うものであることから、事業所管課からも保護者に対して受診勧奨を行った。</p> <p>(イ) 児童出欠表（出席簿）への欠席理由未記載：3件（0件）</p> <p>(ウ) 勤務実績表（出勤簿）の記録内容の誤記：3件（1件）</p> <p>➡ 指導事項については、検査当日、改善を指示し、現在は改善していることを事業所管課とともに確認した。</p> <p>ウ 助言：62件（119件）</p> <p>(ア) 避難・消火訓練実施方法・記録の不備：9件（6件）</p> <p>(イ) 食中毒に対する予防策が不十分：7件（0件）</p> <p>➡ 新型コロナウイルス感染症対策として、手指のアルコール消毒を徹底していたため、素手でのおやつ提供への抵抗感が薄れ、件数が増加したので、改めて全事業者に対して指導を徹底した。</p> <p>(ウ) 事故防止策が不十分：4件（7件）</p> <p>➡ 棚の上の物品の撤去・固定をその場で指示し、確認した。</p> <p>(エ) 職員の健康診断項目の不足：4件（8件）</p> <p>➡ 助言事項については、検査当日、改善を提案し、現在は改善していることを事業所管課とともに確認した。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>1 今後も事業所管課である子ども施設入園課とともに改善に向け、全体会での周知や巡回訪問時等に各事業者を指導・支援していく。</p> <p>2 各事業者に対し検査結果を通知するとともに、利用者による施設評価の一助とすべく区ホームページにて指摘事項を公表する。</p>

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年12月9日

件 名	保育施設利用申し込みに係る電子申請サービスの実施について										
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課 政策経営部 ICT戦略推進担当課										
内 容	<p>令和4年4月入所に係る保育施設利用申し込みにおいて、電子申請による受付を実施した。</p> <p>1 電子申請の受付期間 令和3年11月18日（木） 0時から 令和3年12月 3日（金） 23時59分まで</p> <p>2 電子申請の受付件数（速報値）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="padding: 5px;">申請種別</th> <th style="padding: 5px;">受付件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">入所・転所</td> <td style="padding: 5px;">508</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">追加書類提出</td> <td style="padding: 5px;">83</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">希望園変更</td> <td style="padding: 5px;">61</td> </tr> <tr style="border-top: 2px solid black;"> <td style="padding: 5px;">合計</td> <td style="padding: 5px;">652</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 入所・転所の申し込みにおいて、電子申請を利用した割合は、申請全体（窓口・郵送を含む）の約2割</p>	申請種別	受付件数	入所・転所	508	追加書類提出	83	希望園変更	61	合計	652
申請種別	受付件数										
入所・転所	508										
追加書類提出	83										
希望園変更	61										
合計	652										
今後の方針	令和4年4月入所に係る保育施設利用申込件数（確定値）については、次回の教育委員会で報告する。										

教育委員会情報連絡

青少年課

事業実施報告（11月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	3日（水）10日（水） 17日（水）24日（水）	新田地域学習センター他	計8人
	14日（日）		8人
	28日（日）		5人
キャリア教育講座	20日（土）	ギャラクシティ	9人
科学体験講座	14日（日）	ギャラクシティ	11人
	20日（土）		13人
	28日（日）		9人
成人の日の集い 実行委員会	4日（木）	1201 会議室	11人
	25日（木）	1204 会議室	10人
ジュニアリーダー研修会	7日（日）	宮城ゆうゆう公園	9人
	14日（日）	伊興地域学習センター	11人
	21日（日）	宮城ゆうゆう公園	11人
	28日（日）		11人
	28日（日）	梅田地域学習センター	16人
	中央本町地域学習センター	7人	
ジュニアリーダー スーパー研修会	7日（日）	ギャラクシティ	15人
	14日（日）	宮城ゆうゆう公園	21人
親子体験キャンプ	28日（日）	舎人公園	30人
あだち日曜教室	14日（日）	ギャラクシティ	25人
東京未来大学連携事業 「アートボランティア講座」	4日（木）	東京未来大学	11人
	13日（土）	ギャラクシティ	指導者 11人 子ども 10人

事業実施予定（12月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	1日（水）8日（水） 15日（水）22日（水）	新田地域学習センター他	計10人
	5日（日）		10人
	26日（日）		10人
キャリア教育講座	25日（土）	ギャラクシティ	30人
科学体験講座	12日（日）	ギャラクシティ	20人
	25日（土）		20人
	26日（日）		10人
紙人形劇ボランティア養成講座	1日（水）	伊興地域学習センター	10人
	3日（金）	東京芸術センター	10人
成人の日の集い 実行委員会	16日（木）	1205A 会議室	14人
ジュニアリーダー研修会	5日（日）	宮城ゆうゆう公園	16人
	19日（日）		11人
ジュニアリーダー スーパー研修会	5日（日）	ギャラクシティ	22人
あだち日曜教室	12日（日）	梅田地域学習センター	31人
帝京科学大学連携事業 「夢の体験教室」	18日（土）	各自宅 ※ 配信	20人
帝京科学大学連携事業 「のびのびプレイデー」	22日（水）～ 1月17日（月）	各自宅 ※ 配信	100人

教育委員会情報連絡

令和3年12月9日

件名	児童虐待防止推進月間の事業実施結果について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内容	<p>11月は「児童虐待防止推進月間」として、国、自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけている。 足立区においても以下のとおり、啓発事業を行った。</p> <p>1 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2021」 区ホームページに「児童虐待防止推進月間」のページを作成し、Twitter・Facebook を使ってオレンジリボンキャンペーンを周知した。 ※ 例年実施している区内各駅頭におけるオレンジリボンキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮して中止した。</p> <p>2 養育家庭PRパネル展示 (1) 場所 こども支援センターげんき 1階 ロビー (2) 期間 11月1日から30日 ※ 例年実施している本庁舎1階アトリウムでの養育家庭パネル展示は、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となったため今年度は中止した。</p> <p>3 養育家庭体験発表会 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方による体験発表会を行った。 (1) 日時 11月6日(土) 午前10時～正午 (2) 場所 こども支援センターげんき 5階 研修室3 (3) 参加者 養育家庭制度に関心がある区民 25名</p> <p>4 子育て交流講座「完璧な親なんていない」 1、2歳児のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と、育児スキルを高める講座を開催した。 (1) 日時 11月4日～12月9日の毎週木曜日 午前10時～正午 (2) 場所 こども支援センターげんき 3階 プレイルーム (3) 参加者 8名(応募者10名)</p>
今後の方針	

行事実施結果（11月1日～11月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	11/2（火） ～11/24（水）	新田小学校 他 計6校	87人
あだち放課後子ども教室実行委員会	11/8（月） 11/25（木）	宮城小学校 東綾瀬小学校	-
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」 講師 楡井 忠夫氏（U&Uクラブ）	11/11（木） 11/18（木）	鹿浜第一小学校 桜花小学校	参加児童 計17人
あだち放課後子ども教室ブロック会議（書面開催）	11/15（月）通知 および資料送付	-	-
おりがみサポーターレベルアップ講座 《2日制》×2コース Aコース：11/15、22各（月）Bコース：12/2、9各（木） 両コースとも10:00～12:00 講師 西川 光恵氏 日本折紙協会認定講師	11/15、22各（月） Aコース 10:00～12:00	生涯学習センター	11/15 34人 11/22 35人
あだち放課後子ども教室安全管理員研修（動画視聴） 「子どもとの接し方」～特別な配慮を必要とする児童への対応～ 講師 荻野 昌秀氏 こども支援センターげんき 臨床心理士 公認心理師	11/22（月） ～11/25（木）	皿沼小学校 他 計10校	-

行事実施予定（12月1日～12月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
おりがみサポーターレベルアップ講座 《2日制》×2コース Bコース：12/2、9 各（木） ※ Aコース終了 講師 西川 光恵氏 日本折紙協会認定講師	12/2、9 各（木） Bコース 10:00～12:00	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会（応急手当実技） 講師 NPO法人JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	12/7（火） ～12/16（木）	梅島第一小学校 他 計8校	-
あだちウエルネスカレッジ ～コロナ禍における食のエッセンス～ 講師 堀口 泰子氏 栄養士、健康・食事シニアマスター、食アスリートシニアインストラクター	12/8（水） 10:00～12:00	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室安全管理員研修（動画視聴） 「子どもとの接し方」 ～特別な配慮を必要とする児童への対応～ 講師 荻野 昌秀氏 こども支援センターげんき 臨床心理士 公認心理師	12/9（木） ～12/15（月）	桜花小学校 他 計4校	-
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」 講師 楡井 忠夫氏（U&Uクラブ）	12/10（金） 12/14（火）	北鹿浜小学校 澁江第一小学校	-
運動機能向上のためのトレーニング（前期高齢者の運動指導） 講師 田中 秋乃氏 健康運動指導士	12/12（日） 13:00～17:30	生涯学習センター	40人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in 子育てサロン千住大橋 出演者 山本 奈央氏（オカリナ）、志野 文音氏（クラシックギター）	12/17（金） 10:30～11:00	子育てサロン千住大橋 （ポンテポルタ千住）	46人
「スペシャルおはなし会」～読み語りキャラバン in 学びピア～ 出演 「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	12/19（日） 15:30～16:00	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会（新任スタッフ向け・応急手当実技） 講師 NPO法人JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	12/20（月） 14:00～15:30	生涯学習センター	-
あだち放課後子ども教室 安全管理員研修会 「子どもとの接し方」 講師 藤後 悦子氏（東京未来大学 こども心理学部教授）	12/23（木） 10:00～12:00	生涯学習センター	70人